

返戻金制度について

求職者が入社後、求職者本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合は、以下の条件で手数料の一部を返戻いたします（アルバイト・パートは対象外とさせていただきます）。

- ・入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合……………手数料の 50%
- ・入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合……手数料の 30%
- ・入社後 3 ヶ月を超えて雇用契約が終了した場合……………手数料の返戻無し

許可番号	2 3 - ユ - 3 0 3 0 2 2
事業所の名称	株式会社 i d e a
事業所の所在地	愛知県豊橋市下地町字操穴 4 3 番地